

参議院議員補欠選挙に伴う在外選挙の実施について

(令和4年4月)

参議院議員補欠選挙（石川県選挙区）

令和4年4月7日
在オークランド日本国総領事館

参議院石川県選出議員の補欠選挙に伴う在外選挙の概要は、以下のとおりです。

なお、当館においては、管轄区域内には、石川県選挙区の在外選挙人名簿に登録されている選挙人がいないため、在外公館投票は実施いたしませんが、在ニュージーランド日本国大使館（ウェリントン）及び在クライストチャーチ領事事務所では在外公館投票が実施されます。

在外選挙人名簿の登録申請手続きについて知りたい方は以下の在外選挙人名簿登録申請の流れのページをご参照ください。<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

海外に在住する有権者の皆様の投票方法としては、在外公館投票のほか、以下のとおり郵便等投票が可能です。（郵便等投票のための投票用紙の交付を受けた後でも、郵便等投票から在外公館投票に変更することはできます。）

1 投票することができる方

- 石川県内の市町の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方

2 在外選挙の日程

告示日：2022年4月7日（木）

在外公館投票日：2022年4月9日（土）**※当館では実施しません。**

日本国内の投票日：2022年4月24日（日）

3 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには以下の投票方法のページをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

（注）「郵便等投票」の方法を選択する場合、事前に登録先の市町村選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙等を請求する必要があります。郵便事情もご確認の上、活用ください。

在外公館投票

投票時間：午前9時30分から午後5時まで

投票場所：在外公館投票を実施する公館（日本大使館・総領事館及び領事事務所など）

（注）在外公館投票実施公館については以下のリンクをご参照ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page3_000718.html

持参すべき書類：（1）在外選挙人証（2）旅券等の身分証明書

郵便等投票

- （1）登録先の選挙管理委員会に対して、既に投票用紙等を請求されて投票用紙を受け取られた方は、補欠選挙の告示日の翌日（4月8日）以降に、投票用紙に投票する候補者名を記入して、登録先の市町村選挙管理委員会の委員長へ送付してください。
- （2）国内投票日の4月24日（日）の投票所が閉じられる時刻（原則午後8時）までに、投票所に到着するよう、登録先の市町村選挙管理委員会の委員長に送付する必要がありますので、注意してください。

日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは、登録先の市町村選挙管理委員会にお尋ねください。